

(8) 「大阪府学校法人の寄附行為の変更の認可に関する審査基準」新旧対照表

改正後	現行
<p>1～3 (略)</p> <p>4 資格</p> <p><u>学校法人の寄附行為の変更認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。</u></p> <p><u>私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項の申請又は同法第45条の申請若しくは届出（私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）第4条の3第1項第1号の事項に関する届出に限る。）において、偽りその他不正の行為があった者であつて、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>5 申請手続及び標準処理期間</p> <p>(1) 学校等の設置に係る寄附行為の変更の場合</p> <p>ア 申請書の提出</p> <p>学校法人の寄附行為の変更認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認可申請書（以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、当該学校等の開設年度の前々年度の11月30日までに教育長に申請すること。</p> <p>ただし、専修学校又は各種学校のための設置を目的として寄附行為の認可を受けようとする者については、申請書に別に定める書類を添えて、当該学校の開設年度の前々年度の2月末日（校舎の建設を伴わない場合にあつては、開設年度の前年度の6月30日）までに教育長に申請すること。</p> <p>イ 審査期間</p> <p>教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査の</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 申請手続及び標準処理期間</p> <p>(1) 学校等の設置に係る寄附行為の変更の場合</p> <p>ア 申請書の提出</p> <p>学校法人の寄附行為の変更認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認可申請書（以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、当該学校等の開設年度の前々年度の11月30日までに教育長に申請すること。</p> <p>ただし、専修学校又は各種学校のための設置を目的として寄附行為の認可を受けようとする者については、申請書に別に定める書類を添えて、当該学校の開設年度の前々年度の2月末日（校舎の建設を伴わない場合にあつては、開設年度の前年度の6月30日）までに教育長に申請すること。</p> <p>イ 審査期間</p> <p>教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査の</p>

改正後	現行
<p>上、開設年度の前年度の<u>9月30日</u>までに当該申請について認可するかどうかを決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p><u>1 この基準は、平成30年1月12日から施行する。ただし、4の資格に関する規定は、同年5月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この基準は、施行日以降、新たに申請される学校法人の寄附行為の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている学校法人の寄附行為の変更認可の審査については、なお従前の例による。</u></p>	<p>上、開設年度の前年度の<u>3月31日</u>までに当該申請について認可するかどうかを決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>附則 (略)</p>